

## 令和8年度佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務に係る 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 令和8年度佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル企画技術提案（以下「企画技術提案」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和8年度佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領等の承認に関すること。
- (2) 企画技術提案の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 審査委員会の委員は、学校施設に関する専門知識と経験を有する学識経験者及び施設関係者等で構成し、別表のとおりとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から企画技術提案の審査及び評価の終了までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、または関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の会議は、原則非公開とする。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (責務)

第8条 委員は、プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、佐久市教育委員会事務局学校教育部教育施設課が行う。

### (補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は令和8年5月7日から施行する。

別表（第3条関係） 審査委員会の委員

	非公表